

4.26 補強コンクリートブロック造の耐震診断及び耐震改修について

補強コンクリートブロック造の耐震診断及び耐震改修は第1次診断法によることを原則とする。
ただし、特別な調査研究による場合はこの限りではない。なお、詳細は解説－5による。

解説－5

補強コンクリートブロック造(CB造)の耐震診断及び耐震改修について

1) 現地調査

建物の劣化状況について現地調査を行うこととし、その結果は RC 造耐震診断基準に規定されている経年指標 T 算定のための 1 次調査表によることを原則とする。

2) CB 造の壁のせん断耐力は、RC 耐震診断基準適用の手引き P135 の 3.1 第 1 次診断法、(3)(c)の表の「補強用 RC 柱なし」欄の値を適用する。

ただし、壁開口部周囲及び、壁交差部にコンクリートが打設されていない場合は、その値を 80%に低減する。

3) コンクリートブロックの強度は、年代に応じた JIS 規格の強度区分に基づくこととする。

JIS 規格の改定で切り替え時期に掛かり強度区分が特定できない場合は不利な値を採用する。

4) 外力分布補正係数は RC 造耐震診断基準の補正係数 $(n+1)/(n+i)$ 又は、 A_i 分布に基にした外力分布の逆数とする。

5) F 値は 1.0 とする。

ただし、特別な調査研究による場合はこの限りではない。

6) SD 指標は RC 造耐震診断基準の評価法を準用する。

ただし、特別な調査研究による場合はこの限りではない。

7) 地盤指標

地盤及び、周辺状況により地盤指標で考慮すべき事項がある場合は適宜考慮する。

(高い擁壁の上に載っている。ガケ地に接している。明らかに地盤沈下で傾斜している等)

8) 改修設計では、計画した崩壊形が確実に起こる様、既存躯体と補強架構の設計に留意することとする。

あと施工アンカー等を用いて補強する場合は既存コンクリートの強度及び中性化試験を行うものとする。(調査箇所数等は RC 造に準ずる)

9) 現行の壁量、壁厚、臥梁の幅、その他の仕様規定について調査を行うこととする。